

自由参加型見積り合わせ実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、千葉市が請負により調達する印刷物について、事業者の参入機会を拡充し、より透明性・競争性・公正性を高めることを目的とした自由参加型見積り合わせの実施にあたり、別に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(対象物件)

第2条 自由参加型見積り合わせの対象となる物件（以下「対象物件」という。）は、予定価格が400万円以下の印刷物とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この要領の対象としないことができる。

- (1) やむを得ない理由により、納入期限までの期間が短く、基準となる見積期間が確保できないとき。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号から第9号までの規定に基づき随意契約を締結しようとするとき。
- (3) その他、契約課長が自由参加型見積り合わせによることが不適當であると判断したとき。

(自由参加型見積り合わせに係る事務の執行者)

第3条 自由参加型見積り合わせに係る事務は、契約課長が行う。

(参加資格要件)

第4条 自由参加型見積り合わせに参加しようとする者（以下「見積り合わせ参加者」という。）は、千葉市物品入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、原則として次の各号に該当する者でなければならない。

- (1) 千葉市物品入札参加資格者名簿において、地区区分「市内」に登録のある者
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者に該当する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者は、見積り合わせに参加することができない。

- (1) 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を対象物件の公表日から見積り合わせ期日までの間に受けている者
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者
- (3) 対象物件の見積り合わせ期日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）上の更生手続開始の申立をした者で同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）上の再生手続開始の申立をした者で同法に基づく裁判所による再生計画認可がなされていない者

(6) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(7) 千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱（平成24年4月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当する者

3 契約課長は前2項に定めるもののほか、対象物件ごとに資格要件を設けることができる。

（対象物件の公表）

第5条 対象物件の公表は、次の各号の方法により契約課長が指定した日に行い、原則として5日以上（閉庁日を除く）の公表期間を設けるものとする。

(1) 千葉市ホームページの入札情報等ポータルページ（以下「千葉市ホームページ」という。）での公表

(2) 契約課掲示板での公表

(3) ちば電子調達システムの入札情報サービス（以下「入札情報サービス」という。）での公表。ただし、ちば電子調達システムの電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により見積り合わせを執行するものに限る。

2 公表する事項は、品名、数量、規格、納入期限等を記載した仕様書、見積書提出期限、見積書提出方法等とする。

（仕様書等に関する質問及び回答）

第6条 見積り合わせ参加者は、仕様書等に関する質問がある場合は、対象物件ごとに指定された日時までに、契約課に質問回答書を提出するものとする。

2 質問への回答は、千葉市ホームページに掲載する。

（見積書の提出）

第7条 見積り合わせ参加者は、指定された日時までに電子入札システムを使用し見積書を提出するものとする。ただし、契約課長が電子入札システムによらず紙の見積書をもって行う見積り合わせ（以下「紙による見積り合わせ」という。）を執行することとしたときは、指定された日時までに契約課に紙の見積書を提出するものとする。

2 電子入札システムによる見積り合わせにおいて、紙による見積書の提出は原則として認めない。

（見積書の書換え等の禁止）

第8条 提出された見積書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。

（見積りの無効）

第9条 次の各号の一に該当する見積りは、無効とする。

(1) 第4条に規定する自由参加型見積り合わせに参加する資格がない者の行った見積り

(2) 記名押印を欠く見積り（紙による見積り合わせの場合に限る。）

(3) 金額を訂正した見積り（紙による見積り合わせの場合に限る。）

(4) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り

- (5) 明らかに連合であると認められる見積り
- (6) 同一事項の見積りについて他人の代理人を兼ね、又は2通以上の代理をした者の見積り
- (7) 再度見積りにおける見積り金額が、前回の見積りの最低金額以上の額の見積り
- (8) 誓約書の提出を求めている見積り合わせにおいて、その提出がない見積り
- (9) 仕様書等で定める見積書の提出条件に違反して提出された見積り
- (10) 見積りの内訳と金額が一致しない見積り
- (11) 見積書の開封前に、見積者から錯誤等により見積りをした旨の申し出があった見積り
- (12) 見積書提出後、契約相手方の決定までに、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領等に基づく指名停止措置を受けた者が提出した見積り
- (13) その他自由参加型見積り合わせの円滑な遂行を妨げる行為等を行った者が提出した見積り

(契約相手方の決定)

第10条 契約の相手方は、有効な見積書を提出した者のうち、原則として予定価格の範囲内における最低価格の見積りを行った者とする。

2 電子入札システムによる見積り合わせにおいて、前項に該当する者が複数いる場合は、電子入札システムの電子くじにより契約の相手方を決定する。

3 紙による見積り合わせにおいて、第1項に該当する者が複数いる場合は、くじにより契約の相手方を決定する。この場合において、当該見積者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって当該見積りに関係のない本市職員にくじを引かせるものとし、見積者は、その結果に異議を申し立てることはできない。

(見積り合わせの保留及び調査)

第11条 見積書の開封後、契約課長が特に必要と判断したときは、契約相手方の決定を保留した上で調査等を行い、最低価格の見積りを行った者を契約の相手方としないことができる。

(見積り合わせの成立)

第12条 有効な見積りを行った者が1者以上であるとき、当該見積り合わせは成立するものとする。

(再度の見積り合わせ)

第13条 見積り合わせの結果、最低見積価格が予定価格を超えている場合は、当該見積り合わせに参加した者に対して通知し、再度見積り合わせを行うことができる。

2 前項において、再度の見積り合わせに応じる者がなかった場合は、見積不調とする。

(見積り合わせの中止等)

第14条 見積り合わせ参加者がいないときは、当該見積り合わせを中止し、選定業者による見積り合わせへ切り替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約課長は、不正の見積り合わせが行われるおそれがあると認め

るとき、又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは、見積り合わせを中止し、又は見積書提出期限を延期することができる。

(契約相手方の公表)

第15条 決定した契約の相手方及び契約金額は、千葉市ホームページにおいて公表するものとする。

(異議の申し立て)

第16条 契約課長は、見積り合わせ参加者から見積書提出後に、この要領、仕様書等についての不明又は錯誤等を理由に異議の申し立てがあっても受け付けない。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から平成17年12月31日までの施行期間に限って施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から平成18年3月31日までの施行期間に限って施行する。

附 則

この要領は、平成17年8月1日から平成19年3月31日までの施行期間に限って施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。